平成２４年（フ）第７３号
埼玉県越谷市神明町１丁目74番地13、旧住所埼玉県北葛飾郡松伏町大字大川戸2962番地14
債務者　山口　　武
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３８号
埼玉県東松山市松葉町２丁目17番地39号
債務者　竹内多華子
1　決定年月日時　平成24年３月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第５０号
埼玉県東松山市松山町１丁目８番９号
債務者　伊藤　　純
1　決定年月日時　平成24年３月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第６０号
埼玉県大里郡寄居町大字富田3489番地６
債務者　髙荷　初江
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３１号
千葉市緑区おゆみ野中央１丁目４番地５　エトピリカおゆみ野102号
債務者　尾上　義典
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４９号
千葉県市原市白金町１丁目73番地１　原ハイツ白金202
債務者　山野　和彦
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０７号
千葉県八千代市大和田新田15番地　高津団地７街区10棟202号
債務者　荒井　栄一
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０８号
千葉県八千代市大和田新田15番地　高津団地７街区10棟202号
債務者　荒井タツミ
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８１９号
神奈川県平塚市見附町９番８号
債務者　浅倉　和子
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３６号
相模原市南区若松１丁目12番11号
債務者　澁谷　功三
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第６８号
相模原市南区相模大野４丁目５番３―803号
債務者　島村　圭吾
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第６０号
新潟市秋葉区善道町１丁目７番12号
債務者　佐藤　文彦
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６４号
新潟市中央区和合町１丁目８番12号　ディアス和合町Ⅱ101号室、前住所新潟市東区中山２丁目11番21号　ラ・ルース中山102号
債務者　長島　由佳（旧姓森山）
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７５号
新潟市東区新石山２丁目11番地３　さざんか1113号、前住所新潟市北区早通北５丁目２番38―15号
債務者　佐藤　正雄
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５号
金沢市北安江３丁目７番10号　Ｄ’クラディア北安江・402号、従前の住所石川県七尾市後畠町イ部５番地47
債務者　山本　紀男
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第５４９号
静岡県熱海市下多賀780番地の６　セントラルワタナベ101、前住所静岡県熱海市下多賀817番地の２　遠藤マンション101号
債務者　岡本　栄二
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４号
静岡県伊豆市八幡306番地の１　エムズハウス205
債務者　銀川　絵美
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係